

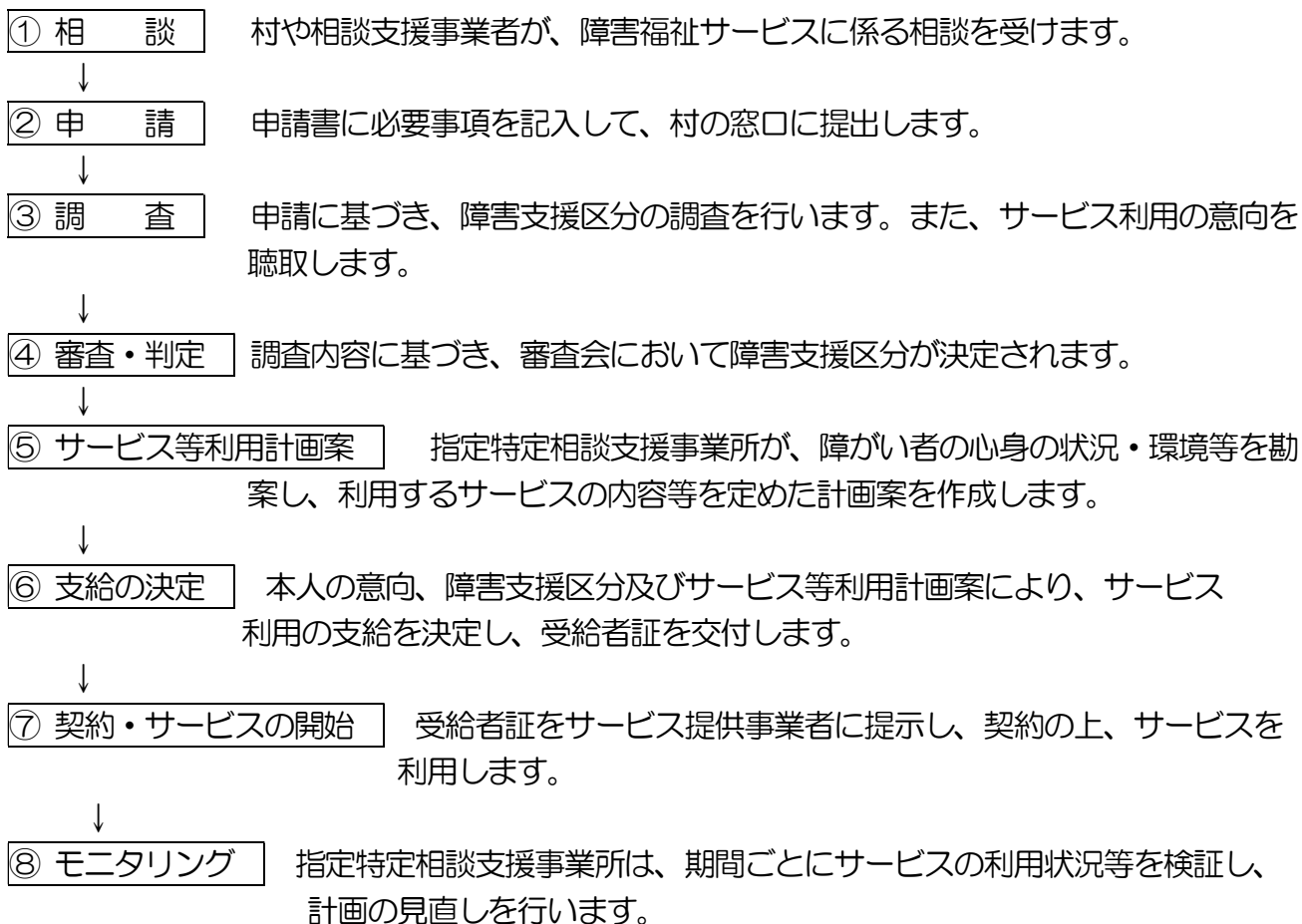
3 障害福祉サービス

障害者総合支援法による障害福祉サービスが利用できます。発達障害、高次脳機能障害、難病患者の皆さんも含まれます。

(原則として65歳以上の方は、障害者手帳を所持していても、介護保険が優先されます。また、40～64歳の方で、老化が原因とされる特定疾病により、介護が必要であると認定された方も介護保険が優先されます。)

(1) 利用の流れ

利用者がサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用します。



(2) サービスの内容

障害福祉サービスには、訪問系サービス、日中活動系サービス、施設系サービス、居住支援系サービス、訓練系・就労系サービス等があります。障害認定の程度区分によって利用できないサービスもありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。各サービスの詳細は、次ページをご確認ください。

①訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護	居宅において入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が外出する際に、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の訓練等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

③施設系サービス

サービス名	サービスの内容
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

④居住支援系サービス

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

⑤訓練系・就労系サービス

サービス名	サービスの内容
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

⑥障害児通所系サービス

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

⑦障害児訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適当のための専門的な支援などを行います。

⑧障害児入所系サービス

福祉型障害児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

⑨相談支援系サービス

計画相談支援	<p>【サービス利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成します。 支給決定後、事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。 <p>【継続利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)をします 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨をします
障害児相談支援	<p>【障害児利用援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成します。 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成します <p>【継続障害児支援利用援助】</p>
地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業者と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。

※サービス利用計画・モニタリングは特定相談事業者が行いますが、障害児の入所サービス利用については、専門的な判断を行う必要があるため児童相談所で行います。

(3) その他

- ◆自己負担 原則1割負担
ただし、所得状況に応じて、月の負担上限額が設けられます。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。
- ◆窓 口 障がい者に関する問い合わせ 山形村 保健福祉課 電話97-2100
障がい児に関する問い合わせ // 子育て支援課 電話98-5600